

参考資料2

財務諸表の事務局における確認について

1 趣旨

地方独立行政法人法第34条の規定により、市長は、財務諸表の承認にあたり、評価委員会の意見を聞くこととされている。

これに先立ち、事務局においては、合規性の遵守と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

2 確認内容

(1) 合規性の遵守

No.	チェック項目	適否	チェック結果
1	提出期限は遵守されたか。	適	法定期限の6月30日までに提出された。
2	法廷書類は全て提出されたか。	適	次の書類が提出された。 ①財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類、附属明細書） ②決算報告書 ③事業報告書 ④監事・会計監査人の意見
3	監事・会計監査人の監査報告書に考慮すべき意見はないか。	適	監事・会計監査人の監査報告書に、適正であるとの意見の記載があった。

(2) 表示内容の適正性

No.	チェック項目	適否	チェック結果
1	記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	適	財務諸表等の提出を受けた全ての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、明らかな遺漏はないことを確認した。
2	計数は整合しているか。	適	合計等の基本的な計数について、整合について確認した。
3	監事・会計監査人の監査報告書に考慮すべき意見はないか。	適	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。
4	運営費交付金に係る会計処理は適正か。	適	期間進行基準の適用事業について運営費交付金債務全額が収益化されていることを確認した

3 確認及びコメント

地方独立行政法人会計基準に照らし、金額上の重要性の認められる齟齬等はなく、市長による財務諸表の承認に当たって、事務局として特段のコメントはない。

平成29年6月6日

公立大学法人尾道市立大学

理事長 中 谷 武 様

公立大学法人尾道市立大学

監事 島 本 誠 三



監事 横 原 清 隆



監査報告書

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人尾道市立大学（以下、「本学」という。）の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査いたしました。

その結果につき、次のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監査は、一般に認められた監査手続きに従い、理事会その他重要な会議に出席するほか、役員（監事を除く、以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局及び主要な部局等の業務及び財産の状況を調査しました。また、財務諸表、事業報告書及び決算報告書の適正性を検討しました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。

以上